

四日市市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 号

四日市市議会基本条例の一部を改正する条例

四日市市議会基本条例（平成 2 3 年四日市市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会意見の<u>反映</u>)</p> <p>第 3 0 条 市長等は、予算及び政策の策定過程において、議会で集約された<u>提言及び意見を、政策及び予算案に可能な限り反映させるものとする。</u></p>	<p>(議会意見の<u>尊重</u>)</p> <p>第 3 0 条 市長等は、予算及び政策の策定過程において、議会で集約された<u>意見を最大限尊重するものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議会事務局議事課)